

石垣市伝統工芸館指定管理仕様書

石垣市伝統工芸館の指定管理者が行う管理業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣 旨

本仕様書は、石垣市伝統工芸館条例（以下「条例」という。）に基づき、石垣市伝統工芸館（以下「伝統工芸館」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定める。

2 伝統工芸館の管理に関する基本的な考え方

指定管理者は、伝統工芸館を管理運営するに当たり、次の各号に沿って管理運営を行う。

- (1) 伝統工芸産業の振興を図ること。
- (2) 特定の個人や団体及びグループの施設利用に対して、有利又は不利になるような取扱いをしないこと。
- (3) 効率的、効果的な運営を心掛け、経費の節減に努めること。
- (4) 個人情報を適切に取り扱うこと。
- (5) 利用者の意見・要望を反映させること。

3 法令等の順守

伝統工芸館の管理に当たっては、本仕様書のほか、次の各号に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 石垣市伝統工芸館条例
- (3) 石垣市伝統工芸館条例施行規則

4 指定管理者の業務等

伝統工芸館の管理運営は次の各号の業務を遂行する。

- (1) 伝統工芸館の設置目的を達成する業務
- (2) 伝統工芸館の利用許可等に関する業務
- (3) 伝統工芸館の附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 石垣市商工振興課が管理上必要と認める業務

5 管理経費等について

伝統工芸館の管理経費は、利用料金収入、指定管理料及びその他収入による独立採算を基本とする。

- (1) 収入について
 - ア 条例第20条に規定する利用料金は、指定管理者の収入とする。
 - イ 伝統工芸館の管理経費に相当する金額を指定管理料として支払う。ただし、当該年度の予算額を限度とする。
 - ウ 指定管理者の企画による販売その他の事業収入は、指定管理者の収入とする。
- (2) 支出について
 - ア 伝統工芸館の管理に必要なすべての経費は、利用料金、指定管理料、その他収入をもって充てる。
 - イ 大規模修繕及び基幹改良に必要な経費は、管理経費に含まれないものとする。
 - ウ 指定管理者は、会計年度終了後30日以内に事業の報告を行う。
 - エ 石垣市商工振興課は、必要に応じて管理の状況を検査することができる。

6 利用料収支状況の報告

利用料の収支状況の報告を義務とする。

7 物品等の帰属

- (1) 指定管理者が、指定期間中に伝統工芸館の管理に必要な物品等を管理経費から購入した場合は、指定管理者の所有に帰属する。
- (2) 指定管理者は、石垣市商工振興課の所有に属する備品については、「石垣市物品管理規則」に定める台帳等を備えてその保管にかかる物品を整理しなければならない。

8 その他

その他この仕様書に記載のない事項については、石垣市商工振興課と協議する。